



? ここがポイント! 今日からあなたも・・・



サービス担当者会議実施加算を請求できる! ?

Point No.1

モニタリングの実施



モニタリングの実施時に請求できます。
継続サービス利用支援を請求しない場合、
サービス等利用計画の変更がある場合は
請求できません。

Point No.2

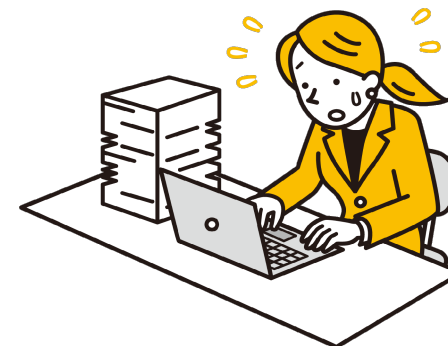
会議の開催



必要な担当者が参加していれば大丈夫です。
サービス利用支援時に開催した会議の参加者が、
全員参加する必要はありません。
利用者本人の参加も必須ではありません。

Point No.3

会議内容の記録



別途、重ねて会議報告書の作成は不要です。
相談支援台帳など、平時に記録している媒体*に、
必要事項が記載されていれば大丈夫です。
*基準省令第30条第2項に定める記録

Check!
Point!



- ◎ 障害福祉サービス受給者証に記載のあるモニタリング実施月が対象です。
 - ・ 継続サービス利用支援費（モニタリングの実施）を算定する月に請求できます。
- ◎ 会議開催を調整したけど誰一人参加しなかった場合は請求できません。
 - ・ 本人、家族、サービス利用支援時の会議と同じ担当者が全員参加することが望ましいです。
- ◎ モニタリングの結果、計画案が変更になった場合は請求できません。